

SHUNAN 萌えサミットのキャラクター周南(まわりみなみ)・下松(くだりまつ)の利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別記「周南(まわりみなみ)」及び「下松(くだりまつ)」(以下「キャラクター等」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(SHUNAN 萌えサミットのキャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、公益社団法人周南青年会議所(以下「周南JC」という。)のSHUNAN 萌えサミットを運営する委員会に属する。

(利用の申請)

第3条 キャラクター等を利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、周南JCが主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ周南JCのSHUNAN 萌えサミットを運営する委員会委員長(以下「委員長」という。)の承諾を受けなければならない。なお、委員長の承諾が困難な場合は周南JC理事長(以下「理事長」という。)の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、理事長又は委員長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他委員長又は理事長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 理事長及び委員長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、理事長及び委員長は必要があると認める場合には、キャラクター等の利用方法その他について、条件を付することができる。

(利用許諾の制限)

第5条 キャラクター等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長及び委員長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 周南JCの信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

(6) キャラクター等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(7) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(8) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合

(9) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないと認められる場合

(10) その他委員長が別に定める要件に該当しない場合

(利用料)

第6条 キャラクター等の利用料については、無料とする。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。但し、本条の場合には周南JCに届出をするものとする。

(利用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用内容の申請項目のみに利用をすること。

(2) 当該利用に係る物件の写真等を提出すること。なお、提出された写真等は返還しないものとする。

(許諾内容の変更等)

第9条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第2号）を委員長に提出し、なければならない。

(許諾の取消し等)

第10条 理事長及び委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 利用者がこの規程に違反した場合

(2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他キャラクター等の利用継続が不相当であると認められた場合

2 理事長及び委員長は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 理事長及び委員長は、利用者にキャラクター等の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第11条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について周南 JC の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 周南 JC は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 周南 JC は、キャラクター等の利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、キャラクター等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、周南 JC に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、キャラクター等の利用に際して故意又は過失により周南 JC に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を周南 JC に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 理事長及び委員長は、キャラクター等の利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、キャラクター等の利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、周南 JC が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、キャラクター等の利用に関し必要な事項は、理事長及び委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 周南JCは、平成26年12月31日を経過する場合において、この規程の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別記様式第1号の1

キャラクター周南(まわりみなみ)・下松(くだりまつ)利用申請書(販売する商品(食品以外))

平成 年 月 日

公益社団法人周南青年会議所 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者職

代表者氏名

印

キャラクター周南(まわりみなみ)・下松(くだりまつ)を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

名称 (※商品名への利用はできません)			
申請する商品の種類	種類	合計点数 (色違い・サイズ違いも1点でかぞえる)	合計 点
具体的な内容 (数量・サイズ・製造予定数・販売価格・販売場所・販売先等を詳しく記載してください。)			
販売場所 (当てはまる番号に○をつけ販売場所を詳しく記載してください。)	1 周南・下松市市内	2 市内および市外	3 その他
利用期間(1年以内)	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日	
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：		

添付書類

- (1) 写真や印刷原稿等
- (2) 企業、団体等の概要書(パンフ等) 個人の場合はプロフィール

別記様式第1号の2

キャラクター周南(まわりみなみ)・下松(くだりまつ)利用申請書 (販売する食品)

平成 年 月 日

公益社団法人周南青年会議所 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者職

代表者氏名

印

キャラクター周南(まわりみなみ)・下松(くだりまつ)を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

名称 (※商品名への利用はできません)			
添付書類の有無 (添付したものに○)	営業許可証	製造許可証	販売先一覧
	なし (保健所の許可証等が必要ない食品の場合)		
加工食品の製造場所	1 周南・下松市内	2 周南・下松市外	
販売場所(いずれかに○をつけ販売場所を詳しく記載)	1 周南・下松市内	2 周南・下松市内および周南・下松市外	3 その他
申請する商品の種類	種類	合計点数 (色違い・用量違いなども1点でかぞえる)	点
具体的な内容 (販売価格・製造予定数・販売場所・販売先等 詳しく記載)			
利用期間(1年以内)	平成 年 月 日から	平成 年 月 日	
連絡先	担当者名:		
	電話番号:	FAX:	
	E-MAIL:		

添付書類

- (1)写真や印刷原稿等
- (2)企業、団体等の概要書(パンフ等) 個人の場合はプロフィール
- (3)「製造、販売に係る保健所の営業許可証(写)」と「製造または販売する店舗一覧(任意様式)」

キャラクター周南(まわりみなみ)・下松(くだりまつ)利用申請書 (商品以外)

平成 年 月 日

公益社団法人周南青年会議所 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者職

代表者氏名

印

キャラクター周南(まわりみなみ)・下松(くだりまつ)を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

名称	
使用区分 (該当する番号に○をつけてください。)	1 印刷物(チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等) 2 看板・店舗壁面・商品POP等 3 WEB上の使用 4 販促用の景品 5 その他
具体的な内容 (配布数量・サイズ・配布場所・広告回数等詳しく記載)	
利用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日
連絡先	担当者名: 電話番号: FAX: E-MAIL:

添付書類

(1)写真や印刷原稿等

(2)企業、団体等の概要書(パンフ等) 個人の場合はプロフィール

別記様式第2号

キャラクター周南(まわりみなみ)・下松(くだりまつ)利用許諾内容変更申請書

平成 年 月 日

公益社団法人周南青年会議所 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者職

代表者氏名

印

年 月 日付けで申請をしたキャラクター周南(まわりみなみ)・下松(くだりまつ)の利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回の許諾を受けている申請内容 (すべてお書きください)	変更をする内容 (変更がある部分のみ詳しく記載)
名称 (商品名には は使用できません。)		
大きさ・デザイン・形 などの変更		
数量・販売先・その他 の変更		
追加する点数		点
利用期間(1年間)		
担当者 氏名 電話番号		

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の利用許諾書(使用許可書)の写し(コピー)

別記様式第5号

キャラクター周南(まわりみなみ)・下松(くだりまつ)利用不許諾通知書

年 月 日

(申請者) 様

公益社団法人周南青年会議所 氏 名

年 月 日付けで申請のありましたキャラクター周南(まわりみなみ)・下松(くだりまつ)の利用については、下記の理由により許諾しないこととしましたので通知します。

記

不許諾の理由